

鹿児島市立小学校・中学校の
学校規模適正化・適正配置に関する提言

平成 29 年 10 月

鹿児島市学校規模適正化検討委員会

目 次

【はじめに】	2
【第1章 鹿児島市立小・中学校の現状】	3
1 児童生徒数の推移	
2 学校数の推移	
3 1校当たりの児童生徒数の推移	
4 文部科学省の基準による規模別の小・中学校一覧	
【第2章 学校規模に起因する教育課題】	6
1 小規模校における課題	
2 大規模校における課題	
【第3章 適正な学校規模】	8
1 適正な学校規模の考え方	
2 鹿児島市における適正な学校規模	
【第4章 適正化を検討する範囲】	10
1 適正化を検討する範囲を定める趣旨	
2 適正化を検討する小規模校の範囲	
3 適正化を検討する大規模校の範囲	
4 適正化を検討する範囲	
5 今後の児童生徒数の推移により検討する範囲	
6 小・中学校の適正化についての範囲	
7 長期的な視点からの検討	
【第5章 適正配置】	13
1 鹿児島市における適正配置の基準	
2 通学手段	
3 通学手段の変化に伴う課題	
4 安全・安心な通学環境の確保	
5 よりよい教育環境を実現する適正配置	
【第6章 学校規模を適正化する手立て】	15
1 校区の変更	
2 学校の統合	
3 小中一貫教育の導入	
4 学校施設の更なる整備	
5 学校の分離新設	
【第7章 学校の規模適正化・適正配置の進め方】	16
1 学校の規模適正化・適正配置の進め方	
2 学校の規模適正化・適正配置を進める上での配慮事項	
【第8章 鹿児島市の特性を生かした魅力ある学校づくり】	19
1 魅力ある学校づくりに向けて	
2 魅力ある学校づくりの提案	
【おわりに】	21

【はじめに】

全国的に少子化が進む中で、本市においても、小・中学校の児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んできています。

一方、大規模な宅地造成によって、一部の地域については児童生徒数が急激に増加し、大規模化が進んでいる学校もあります。

このように、本市では、それぞれの地域における学校規模に偏りが生じており、その差が年々顕著になってきています。

小規模の学校、大規模の学校ともにメリットとデメリットがありますが、それぞれの学校はその特徴を最大限に生かして教育活動を行いつつ、様々な学校の課題に応えるべく、創意工夫や努力を積み重ねてきました。

しかし、近年では児童生徒数の偏りがさらに顕著となり、学校現場個々の取組だけでは、学校規模がもたらすデメリットを十分に補うことが難しい状況となっており、それに関わる課題が少なからず生じています。この教育環境や教育活動における課題は、子どもの平等に教育を受ける権利を確保していくためにも、早急に改善されなければなりません。教育における格差問題に多くの注目が集まる今日、このことは教育に関わる最重要課題の一つとなっています。

そこで、本委員会では、鹿児島市の子どもが心身ともにたくましく、豊かな人間性や社会性を養うとともに、確かな学力が身に付けられるような教育環境について検討をしてまいりました。その上で、「地域に暮らす子どもにとって、よりよい教育環境とはどうあればよいか。」また、「公教育における平等性を保障していくためには、どのような学校規模が適正なのか。」ということについて議論を重ねてまいりました。

ここに、その結果をまとめ、鹿児島市教育委員会に提言を行うものです。この提言を通して、市民の方々には、よりよい教育環境を整えていく必要性について目を向けていただければと思います。そして、鹿児島市教育委員会においては、この提言に基づいて、子どもの現在と未来、保護者の願い、地域の方々の要望等について、丁寧かつ真摯に向き合いながら、子どものよりよい教育環境を早急に整備され、実効性のある取組の検討が進められますよう期待しています。

学校規模適正化検討委員会
委員長 武隈 晃

【第1章 鹿児島市立小・中学校の現状】

1 児童生徒数の推移

本市における平成29年度の小学校の児童数は、ピーク時（昭和58年度：53,809人）から約20,800人減少（平成29年度：33,006人）し、中学校の生徒数はピーク時（昭和62年度：27,421人）から約11,700人減少（平成29年度：15,754人）しています。

※ 平成16年度以前の児童生徒数（昭和58年度の児童数、昭和62年度の生徒数）は、旧鹿児島市の児童生徒数と、合併前の吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町（以下「五町地域」という。）の児童生徒数を合計したものです。

2 学校数の推移

昭和50年度当時の旧鹿児島市の小・中学校数は、小学校44校、中学校21校でした。その後、児童生徒数の増加に伴い、平成6年度までの間に小学校16校、中学校11校が分離新設され、平成7年度には小学校60校（うち1校が休校）、中学校32校となりました。

その後、平成16年11月に旧鹿児島市と五町地域が合併されたため、平成17年度には、小学校80校（うち2校が休校）、中学校38校となりました。そして、平成18年度に鹿児島玉龍中学校が新設され、平成26年度には休校中であった改新小学校が廃校となったことから、平成29年度現在では、小学校79校（うち1校が休校）、中学校39校となっています。

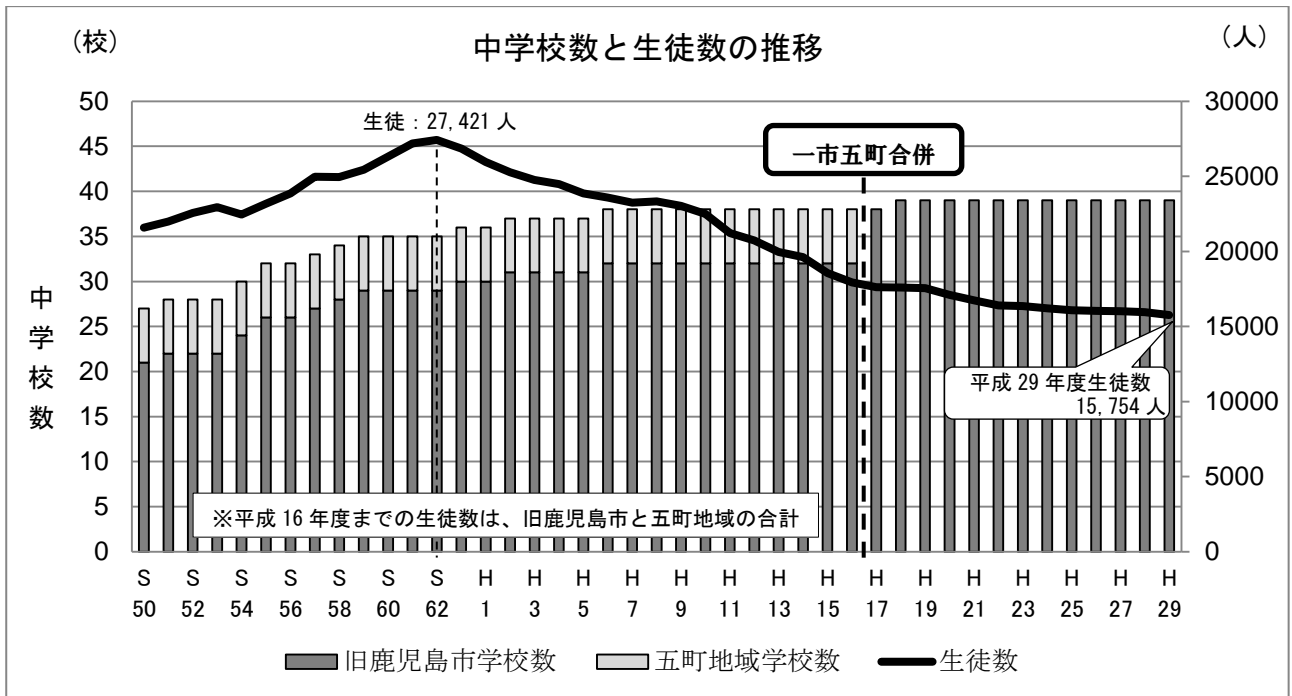
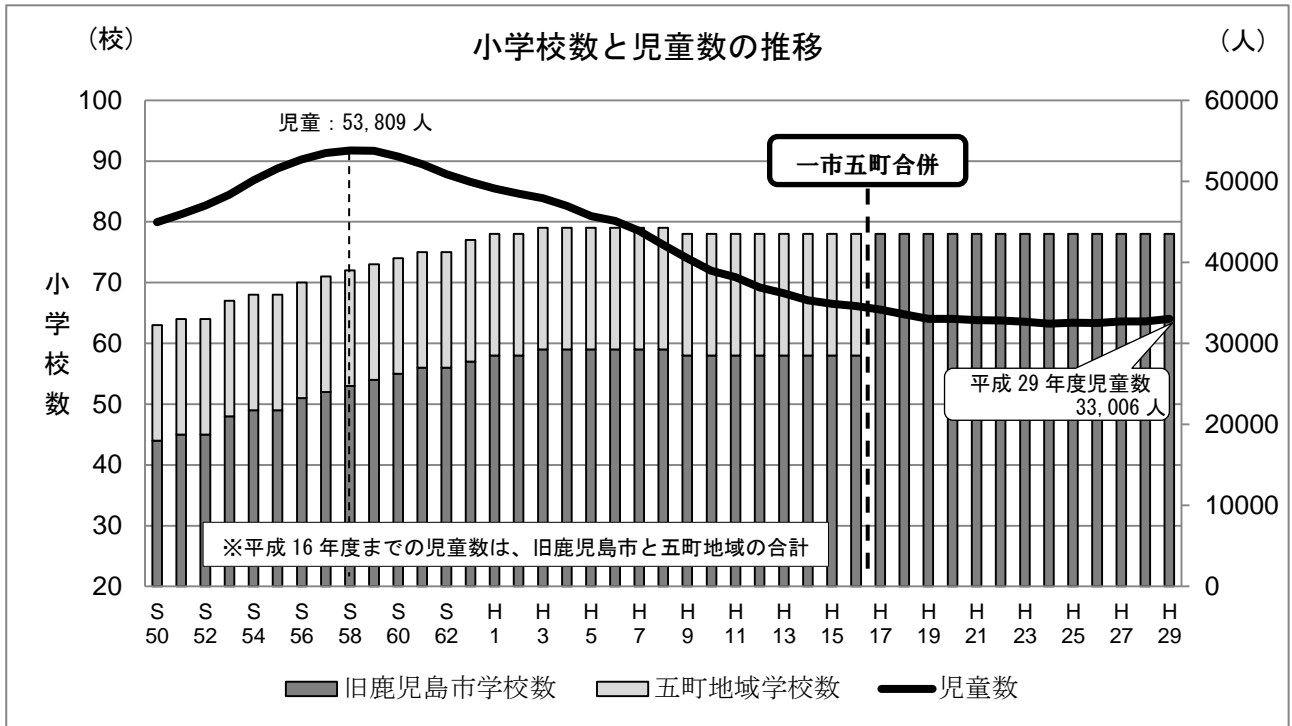
3 1校当たりの児童生徒数の推移

児童生徒数が減少している中で、市立小・中学校数についてはほとんど変化がないことから、1校当たりの平均児童生徒数は減少し、学校の小規模化が進んでいます。

小学校と中学校の児童生徒数がピークであった年度（小学校：昭和58年度、中学校：昭和62年度）の1校当たりの平均児童生徒数と、平成29年度の1校当たりの平均児童生徒数を比較すると、小学校で約320人、中学校で約380人が減少しています。

小 学 校			
年 度	児童数	学校数	1校当たりの 平均児童数
S58	53,809人	72校	747人
H29	33,006人	78校	423人
差 (H29-S58)	-20,803人	+6校	-324人

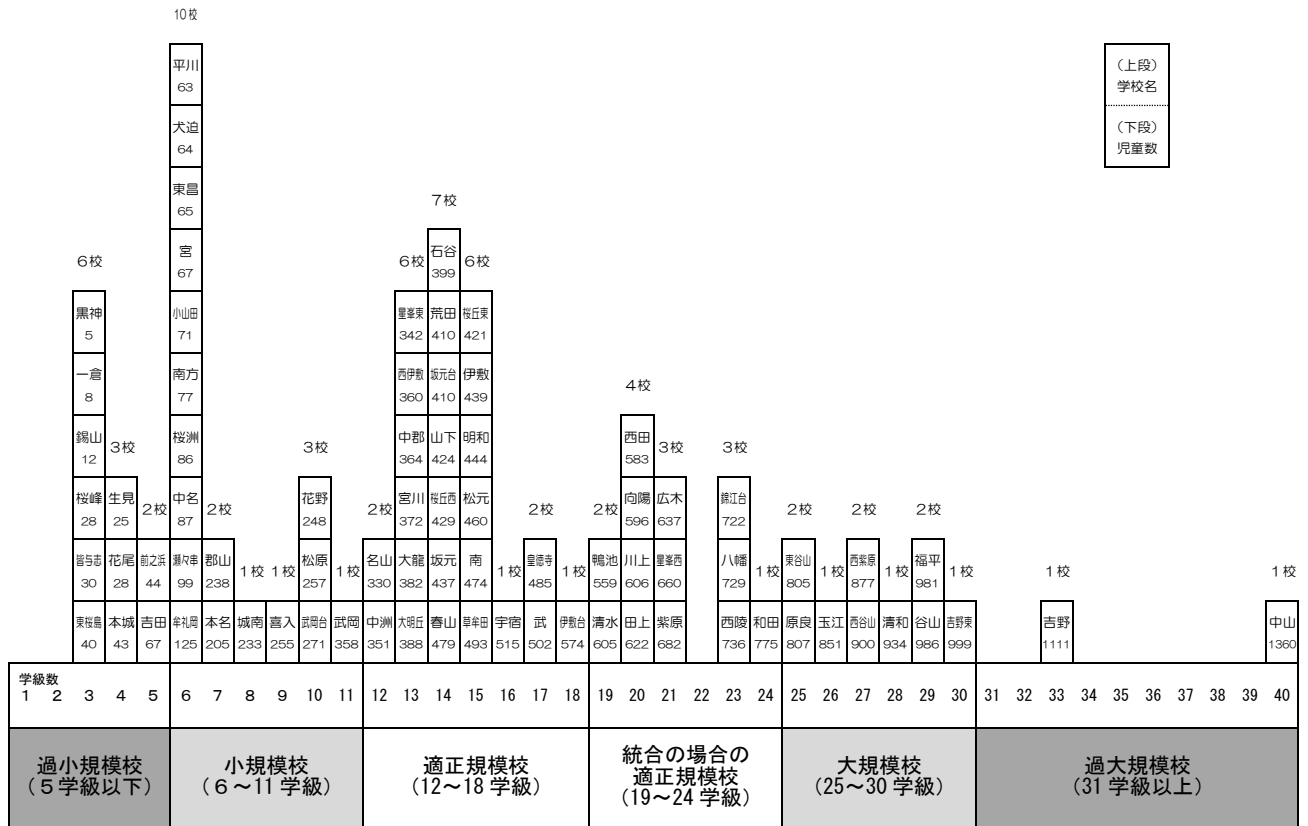
中 学 校			
年 度	生徒数	学校数	1校当たりの 平均生徒数
S62	27,421人	35校	783人
H29	15,754人	39校	404人
差 (H29-S62)	-11,667人	+4校	-379人



4 文部科学省の基準による規模別の小・中学校一覧

※ 平成 29 年 5 月 1 日現在の学級数（特別支援学級を除く）

(1) 小学校 (78 校)



【第2章 学校規模に起因する教育課題】

小規模校には、一人一人に目が行き届き、個別指導などきめ細かい指導ができる、異学年による活動が行いやすい、リーダーを務める機会が多いなどの長所があります。

一方、大規模校には、多様な考えに触れることができる、多様な友人関係を通して社会性や向上心をはぐくまれる、教科の特性に応じた多様な学習形態が可能であるなどの長所があります。

このように、小規模校と大規模校には、それぞれのよさがある反面、学校規模に起因する教育課題が顕著となっています。子どもに公教育の平等性を確保し、教育効果を高めていくためにも、これらの教育課題を早急に解決する必要があります。

1 小規模校における課題

【学習面】

- ・ 集団の中で、多様な考え方に触れたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなります。
- ・ グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習形態での学習が実施しにくくなります。
- ・ 小学校では、音楽や理科などの専科教員による指導が受けられない場合があります。また、中学校では、教科によって、専門の教員による指導が受けられない場合があります。(例えば、音楽専門の教員が、臨時免許状を取得することによって、家庭科を教えるというようなことがあります。)
- ・ 体育の球技や音楽の合唱・合奏のような、集団での学習活動に制約が生じやすくなります。
- ・ 運動会(体育大会)、学習発表会(文化祭)、遠足、修学旅行などの学校行事で、集団ならではの躍動感等を感じにくかったり、集団の中で社会性をはぐくむ場面が少なくなったりして、十分な教育効果が得られない場合があります。

【生活面】

- ・ クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化する傾向があります。
- ・ 小学校のクラブ活動や中学校の部活動では、その数が限定されるため、希望するクラブ活動や部活動が選択できない場合があります。
- ・ 1学年1学級の場合、同じ学年の中で、共に努力してよりよい学級集団を目指す学級間の相互啓発が難しくなります。
- ・ 学級内の男女の比率が、極端に偏る場合があります。

【学校運営面】

- ・ 教職員数が少ないため、経験や特性などに応じた、バランスのとれた教職員配置を行っていくことがあります。
- ・ 学年の担当や教科の担当が1人しかいない場合、同学年や教科毎の教員同士による学習指導や生徒指導等についての相談や協力などが難しくなります。また、教員相互の実践研究等が深まりにくくなります。
- ・ 教員一人当たりの校務分掌の数が多くなり、負担が大きくなります。
- ・ 教員が出張や研修などで校外に出かける場合、代わりに授業を行う教員の確保が難しい場合があります。

【その他】

- ・ P T A活動等における保護者一人当たりの負担が、大きくなる傾向があります。

2 大規模校における課題

【学習面】

- ・ 特別教室（理科室、音楽室、パソコン室等）や体育館、校庭等の利用が制限され、体験的な活動が十分に設定できないことがあります。
- ・ 余裕教室が少ないため、学級を分けた少人数での指導ができない場合があります。
- ・ 修学旅行や社会科見学などでは、移動手段や活動できる施設が限られてくるため、一団体での行動が制限される場合があります。
- ・ 運動会（体育大会）や学習発表会（文化祭）、卒業式などの学校行事では、多くの保護者や地域の方々が参加するため、場の確保が十分にできず、円滑に運営できない場合があります。
- ・ 学校行事や部活動等において、一人一人に応じた活躍の場を設けにくいことがあります。

【生活面】

- ・ 昼休みに校庭で遊ぶ際、十分なスペースが確保できず、子どもの密度が高くなり、お互いに接触する可能性が高くなるなどの問題があります。
- ・ 緊急事態や非常事態が起こった際、集団下校や保護者への引き渡しが円滑に行えないことが考えられます。
- ・ 遊具、トイレ、水道、保健室のベッド数などが不足する場合があります。
- ・ 友達の数が多くなり、互いに関わる機会は増えますが、関わり方が浅くなりがちで、友人関係が希薄になる傾向があります。
- ・ クラス替えの際、友達づくりが苦手な子どもにとっては、心の負担が大きくなる場合があります。
- ・ 異学年との交流が、十分に行えない場合があります。また、同学年であっても、全学級で交流する機会が限られる場合があります。
- ・ すべての教職員が、子ども一人一人の個性や行動について、理解したり把握したりすることが難しくなる場合があります。

【学校運営面】

- ・ 教職員相互の連絡調整や共通理解が図りにくい場合があります。

【その他】

- ・ P T A活動等で保護者一人当たりの役割が少なくなり、活動に無関心な保護者が増える傾向があります。
- ・ 地域行事等へ関わる機会が少なくなることがあります。

【 第 3 章 適正な学校規模 】

前章で述べた学校規模に起因する教育課題を解決し、よりよい教育環境を実現していくためには、学校規模の標準を定め、維持していくことが重要です。その標準を維持できない学校については、よりよく教育効果が発揮できるよう、学校規模の是正を含めた教育環境の整備を行っていく必要があります。

そこで、鹿児島市における適正な学校規模について明確にしていきます。

1 適正な学校規模の考え方

(1) 適正な学校規模についての国の法令

○ 学校教育法施行規則

小学校、中学校ともに、12～18 学級を標準としています。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

12～18 学級を適正な学校規模としています。学校を統合する場合は、12～24 学級までを適正な学校規模としています。

(2) 鹿児島市の小・中学校における規模の分布

鹿児島市においては、5 ページの図にあるように、学校教育法施行規則で標準とされている 12～18 学級の範囲には、小学校で約 30%、中学校で約 40%が分布しています。また、学校を統合する場合の適正な学校規模としている 12～24 学級の範囲には、小・中学校ともに約 50%が分布している状況です。

(3) 鹿児島市における適正な規模の考え方

前述のとおり、鹿児島市においては、12～24 学級の範囲に約 50%の学校しか分布していないという実態があるため、鹿児島市として適正な規模について考える必要があります。

小学校の場合、12 学級以上の学校規模でなければ、全学年でクラス替えができる学校規模にならないため、国の法令や平成 27 年 1 月に文部科学省から出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「文部科学省の手引」という。）に沿った標準を、本市の小学校にも当てはめることが適当であると考えます。

中学校の場合、9 学級以上の学校規模があれば、全学年でクラス替えができ、同学年の複数教員配置や免許外指導の解消が可能であること、部活動で一定の数が確保できることなどの理由により、本市として適正な規模とすることが、本市の実態に沿うものと考えます。

2 鹿児島市における適正な学校規模

国の法令や文部科学省の手引を参考にしつつ、本市の実態と学校規模によってどのような課題があるかを総合的に判断し、学校としてよりよく教育効果が発揮できる規模を「鹿児島市における適正な学校規模」として提示します。

鹿児島市における適正な学校規模

- 小学校 12 学級（各学年 2 学級）～24 学級（各学年 4 学級）
- 中学校 9 学級（各学年 3 学級）～24 学級（各学年 8 学級）

【 第 4 章 適正化を検討する範囲 】

1 適正化を検討する範囲を定める趣旨

前章で「鹿児島市における適正な学校規模」について示しましたが、この基準を即座にすべての学校にあてはめて、適正化を求めるものではありません。各学校の状況、今後の児童生徒数の推移、保護者の願い、地域の方々の要望や実情、地理的な条件など、各学校によって状況が異なるため、それらの状況を十分に把握しつつ、慎重に検討していく必要があります。

そのような状況を考慮しつつ、学校規模に起因する教育課題の解決に向けた検討を進めていくと同時に、将来に渡って、学校自体がよりよい教育環境を維持し、安定した教育活動が行われるような学校のあり方を検討していくことが大切です。

そこで、今後、適正化について検討を進めていく範囲を「適正化を検討する範囲」として提示します。

2 適正化を検討する小規模校の範囲

- 人間関係や相互の評価を固定化させないようにするために、すべての学年でクラス替えができるような、小学校 12 学級（各学年 2 学級）以上、中学校 6 学級（各学年 2 学級）以上の学校規模が必要です。
- 小学校のクラブ活動や中学校の部活動などにおいて、十分な選択肢を用意するために、小学校 12 学級（各学年 2 学級）以上、中学校 9 学級（各学年 3 学級）以上の学校規模が必要です。
- 小学校において、教職員相互の協力・支援体制が確保できたり、実践研究が深められたりするため、各学年に複数の教員を配置することができる、小学校 12 学級（各学年 2 学級）以上の学校規模が必要です。
- 中学校において、免許外指導の解消が可能で、すべての教科において正規の教員を配置することが可能となる、中学校 9 学級（各学年 3 学級）以上の学校規模が必要です。

3 適正化を検討する大規模校の範囲

- 文部科学省の手引では、31 学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう促していることから、31 学級以上の学校については学校規模の検討が必要です。
- 体験活動や興味・関心に応じた活動をさせる場（特別教室、体育館、校庭等）が制限されたり、日頃の教育活動や非常時の安全確保が十分にできない場合があったりするため、31 学級以上の学校については学校規模の検討が必要です。

4 適正化を検討する範囲

以上のような視点を総合的に判断し、適正化について検討を進めていく学校規模の範囲を、次のように設定します。

適正化を検討する範囲

- 11 学級以下の小学校
- 8 学級以下の中学校
- 31 学級以上の小学校

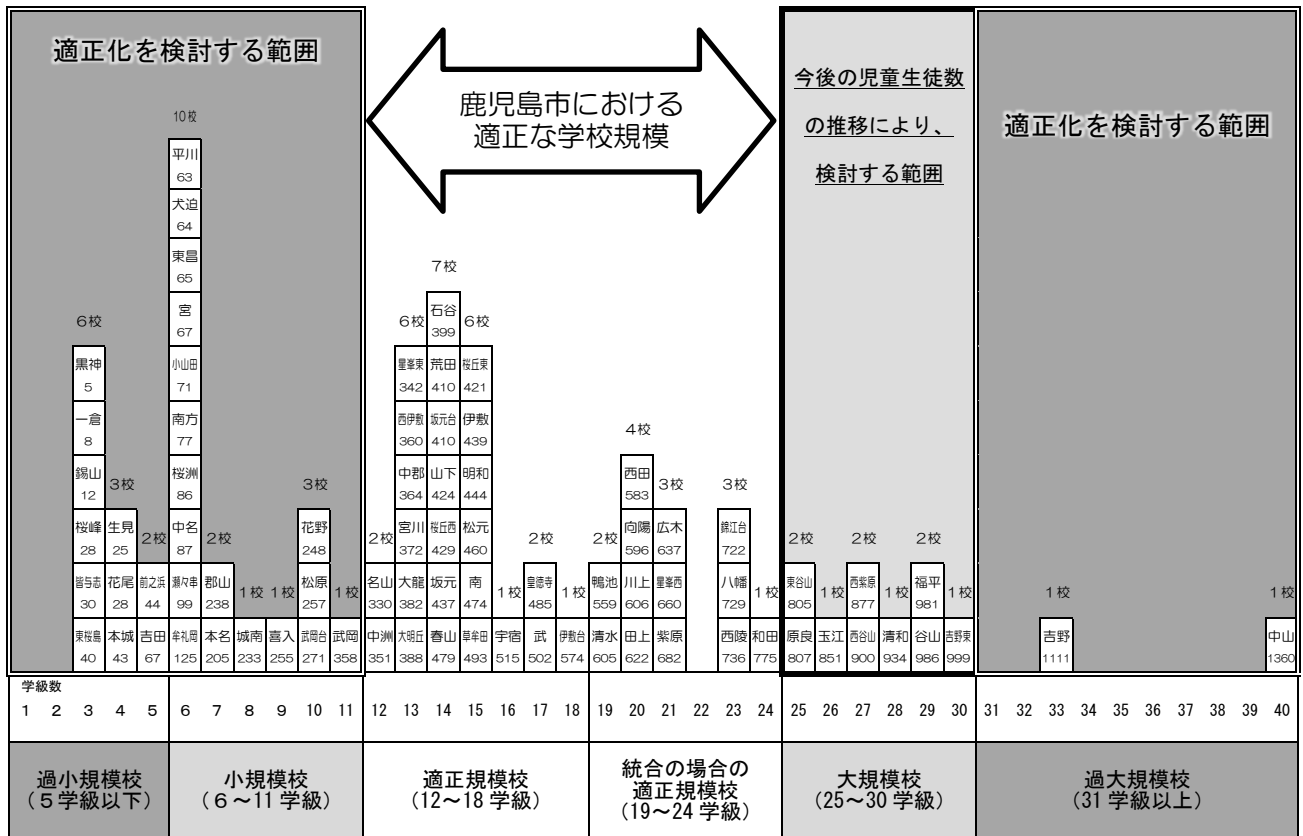
5 今後の児童生徒数の推移により検討する範囲

「鹿児島市における適正な学校規模」を超えるが、適正化を検討するまでには至らない大規模の小学校（25～30 学級）について、教育委員会は、各学校の児童生徒の推移や教育課題を把握しつつ、それぞれの学校の状況に応じた対応を検討していく必要があります。その状況によっては、学校の規模適正化について検討していくことになります。

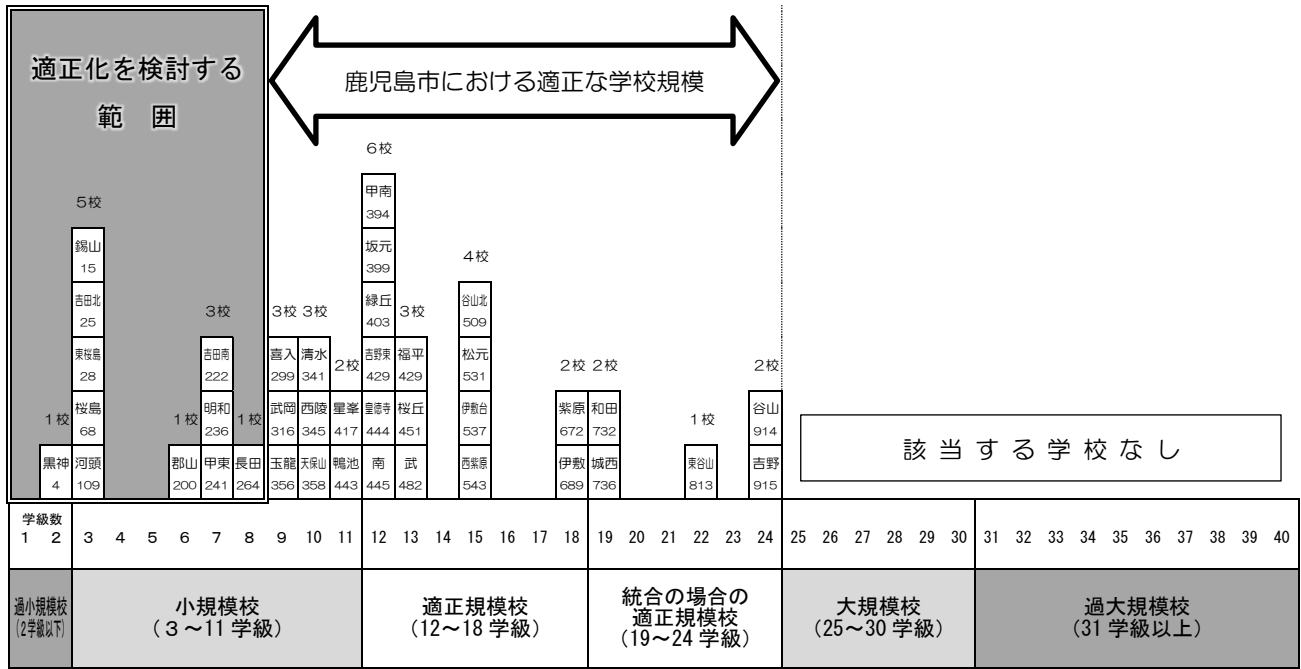
6 小・中学校の適正化についての範囲

※ 学級数は、平成 29 年 5 月 1 日現在のものであり、
年度によって変動する可能性があります。（特別支援学級を除く）

(1) 小学校における範囲



(2) 中学校における範囲



7 長期的な視点からの検討

「鹿児島市における適正な学校規模」と「適正化を検討する範囲」を設定し、小学校と中学校における範囲を示しましたが、この範囲に含まれる学校は現時点のものであるため、年度による変動が予想されます。

それぞれの範囲に含まれる学校については、今後の児童生徒数の推移や校区内の住宅事情などを十分に考慮し、長期的な視点をもって検討していくことが大切です。

【 第 5 章 適正配置 】

学校の規模適正化を進めていく上で、学校の統合や新設分離、校区の見直しなどが行われると、通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）が変更されることもあります。中には、通学距離が長くなったり、安全・安心な通学路が十分に確保できなかつたりする地域が出てくることも予想されます。

そこで、通学距離や通学時間について一定の基準を示し、学校の位置や校区を設定していく必要があります。また、身体的負担や安全面に配慮しつつ、地域の実態に応じた適切な通学手段を確保していくことも必要です。

このように、市内のすべての地区において、適正な配置がなされているかを検討していく中で、小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校^{※注}（以下「小中一貫型小学校・中学校等」という。）を配置することで、よりよい教育環境が実現できると考えられる場合は、学校の配置を積極的に見直していく必要があります。

1 鹿児島市における適正配置の基準

国の法令や文部科学省の手引を参考に、鹿児島市における公立小中学校の適正な配置を考える上での、適正な通学距離、並びに公共交通機関等を利用する場合の通学時間については、以下のとおり設定します。

鹿児島市における適正配置の基準		
	通 学 距 離	通 学 時 間
小 学 校	おおむね 4 キロメートル以内	おおむね 1 時間以内
中 学 校	おおむね 6 キロメートル以内	おおむね 1 時間以内

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第 4 条第 1 項
・ 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。

2 通学手段

学校の規模適正化・適正配置に伴う通学手段の変化については、原則として以下のように対応していくことが適当と考えられます。

通学手段について

- 1 原則として、徒歩通学とする。
- 2 小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以上、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以上の通学となる場合は、公共交通機関等の利用を認めるものとする。
- 3 交通量や道路事情により、通学路の安全性が確保できないなどの諸事情がある場合は、通学距離の基準の範囲内でも、必要に応じて公共交通機関等の利用を認めるものとする。

3 通学手段の変化に伴う課題

学校の規模適正化・適正配置に伴い、通学距離や通学時間が長くなった場合の課題としては、①子どもの身体的負担の増加、②保護者の経済的負担の増加、③通学途中の事故等への不安などが挙げられます。

これらの課題には、実情に応じて対応していかなければなりません。

4 安全・安心な通学環境の確保

学校の規模適正化・適正配置による通学環境の変化に対応し、安全・安心な通学環境・手段を確保していくことが必要です。そのためにも、学校、保護者、地域、警察等の関係機関が連携し、子どもの安全確保に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

例えば、安全な通学路の設定、通学路の安全点検、学校における交通安全指導の徹底、登下校時の安全パトロール、スクールゾーンの設定などについても、学校の規模適正化・適正配置を検討する段階で課題として取り上げ、保護者や地域の方々の不安を解消するように努めなければなりません。

5 よりよい教育環境を実現する適正配置

市内全域の小・中学校において、適正な配置がなされているかを見直していくことによって、よりよい教育環境の実現に向けた検討をしていく必要があります。

例えば、中学校区内に配置されている小学校と中学校を、1つの小中一貫型小学校・中学校等として再編することで、子どもの教育活動の幅が広がったり、指導体制がより充実したりすることが期待できるときは、保護者や地域の方々の願いや要望などを十分に反映させながら、適正な配置について検討し、その具体化に向けた対応を行っていく必要があります。

※注 いずれも小中一貫教育の一類型であり、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育を行う学校のこと。9年間の教育目標の設定、9年間の系統的な教育課程の編成などの点は同じであるが、次のような点が異なる。

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
修業年限	小学校6年、中学校3年	9年
組 織	それぞれの学校に校長、教職員組織	一人の校長、一つの教職員組織
免 許	所属する学校の免許状を保有	原則小学校・中学校の両免許状を保有

【第6章 学校規模を適正化する手立て】

学校の規模適正化を図る際には、隣接する学校の規模や地理的な条件等を十分に考慮しつつ、将来にわたって適正な規模が維持されるよう、その手立てについて検討していく必要があります。そこで、本章では、どのような手立てがどのような場合に有効なのかについて例示します。

1 校区の変更

適正化を検討する範囲にある学校の校区を変更することによって、隣接する双方が一体的に適正規模となる場合は、校区の変更により学校の規模適正化・適正配置を図ることが望ましいと考えます。

この場合、公共交通機関等の整備や通学路の安全確保、通学手段の確保等、安全・安心な通学環境の確保が必要になります。

2 学校の統合

適正化を検討する範囲にある学校が、過小規模校や小規模校、適正規模校と隣接しており、互いに統合することで、一定の期間においてより適正な規模の学校として維持されると見通せる場合は、学校の統合によって学校の規模適正化・適正配置を図ることが望ましいと考えます。

3 小中一貫教育の導入

小中一貫型小学校・中学校等として再編することによって、学校全体としての児童生徒数や教職員数を確保することができ、子ども同士の交流や小・中学校間での教員の相互乗り入れ授業などにより、高い教育効果が期待できます。

4 学校施設の更なる整備

校舎の増築による特別教室の確保や、体育館・校庭の拡充などを行うことによって、教育効果を高めることができます。

5 学校の分離新設

鹿児島市においては、平成6年度まで児童生徒数の増加に伴う分離新設が行われましたが、現在では、そのほとんどの学校における児童生徒数が減少しており、かつての学校規模を維持している学校は少ない状況となっています。このような過去の経緯を踏まえると、現在は過大規模校であったとしても、将来的に児童生徒数の増加傾向が維持されるとは限りません。

そこで、本委員会では、分離新設については、慎重な判断のもとで行うべきだと考えます。

分離新設による学校の規模適正化・適正配置については、本市の少子化の傾向、学校周辺の住宅事情、今後の児童生徒数の推移等を十分に精査した上で、過大規模の状況が長期間にわたって継続すると判断される場合に検討すべきだと考えます。

【 第 7 章 学校の規模適正化・適正配置の進め方 】

学校の規模適正化・適正配置は、学校規模の大小だけで画一的に進めるものではありません。これは、子どもにとってよりよい教育環境を整えるためであり、公教育の平等性を確保するために行うものです。

そのねらいが十分に達成されるよう、次のことに留意しつつ、丁寧に進めていくことが大切です。

1 学校の規模適正化・適正配置の進め方

(1) 基本方針の策定

本委員会からの提言を基にして、教育委員会は、学校の規模適正化・適正配置の進め方やスケジュール、具体的な対象となる校区などを盛り込んだ、学校の規模適正化・適正配置に関する基本方針や実施計画を作成する必要があります。

(2) 中学校区等における説明会の実施と意見の反映

基本方針が策定された後、教育委員会は、中学校区等において、基本方針についての説明会を実施する必要があります。また、説明会を実施した後に、保護者や地域の方々の意見が十分に反映されるような仕組みづくり（協議会の設立やアンケートの実施等）に努めていく必要があります。

(3) 保護者や地域との合意形成と合意に基づく丁寧な対応

教育委員会は、保護者や地域の方々と意見交換を十分に行い、合意形成に努めていく必要があります。また、合意が得られた場合は、学校の規模適正化・適正配置の実現に向けて迅速かつ丁寧に取り組み、保護者や地域の方々に生じた疑問や不安等についても、できる限り解消できるよう努めていく必要があります。

2 学校の規模適正化・適正配置を進める上での配慮事項

(1) 長期的な展望に立った学校の規模適正化・適正配置の実施

本委員会では、現時点における数値や今後の推計を基に議論を行ってきましたが、長期的な展望をもちながら学校の規模適正化・適正配置を進めていくことが重要です。仮に、学校の規模適正化を図った学校が、さらに対象校となってしまったり、対象校として検討を進めていた学校が、大規模な宅地造成によって対象外になったりすることは、避けなければなりません。

学校の規模適正化・適正配置を推進するに当たっては、児童生徒数の推移を十分に吟味するとともに、大規模な宅地開発等が行われる可能性があるのかといった情報を正確に把握しながら、慎重に進めていくことが必要です。

(2) 子どもに対する配慮

学校の規模適正化・適正配置を進めることによって、子どもに精神的な不安や動揺を生じさせないよう配慮していく必要があります。

そのためにも、統合や校区の変更等により適正化を行うといった場合には、学校行事を合同で行ったり交流学习を実施したりといった準備期間を設けることが大切です。また、子どもや保護者を対象として、不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実

施するなどのフォローが必要です。さらに、円滑な学校運営のために、教職員の配置やスクールカウンセラー等の配置についても検討していく必要があります。

(3) 特別支援教育の視点に立った配慮

学校の規模適正化・適正配置に伴って、障害のある子どもの教育環境に変化がある場合には、指導の継続性を保つために「個別の教育支援計画」等を確実に引き継ぐなど、一人一人に応じたきめ細かな配慮が必要です。また、通学環境が変化する場合には、障害のある子どもの発達の段階や障害の状態・特性等を考慮し、実態に応じた支援や特別支援教育の視点に立った配慮が必要です。

(4) 教育に対する多様な考え方に応じる配慮

特認校制度は、豊かな自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培うことを希望する保護者や子どもに入学や転学を認める制度です。

このような制度を周知していくことによって、教育に対する多様な考え方にも対応していくことが大切です。

(5) 保護者・地域住民に対する配慮

保護者や地域の方々に対しては、学校の規模適正化・適正配置の必要性や教育効果について、具体的な説明を行い、意見交換などを通して理解を得ていく必要があります。また、小中一貫型小学校・中学校等の導入などといった新たな学校の枠組みや通学方法、新たな学校施設、地域と学校との関わりといった幅広い事柄について意見交換し、保護者や地域の方々の不安や疑問を払拭した上で、合意が得られるようにしていく必要があります。

(6) 学校の統合や小中一貫型小学校・中学校等の設置に伴う校舎の改築等

本市の小・中学校のうち、築 50 年以上となる校舎を使用している学校は、平成 29 年度現在で、次のようになります。

	築 50 年以上の校舎 がある学校数 (A)	市全体の 学校数 (B)	割合 (A/B)
小 学 校	28 校	78 校	35.9%
中 学 校	12 校	39 校	30.8%

このような状況を踏まえ、学校の規模適正化・適正配置を進めるに当たっては、安全・安心な施設・設備の充実が重要な要件となるため、校舎の改築等について検討していく必要があります。

(7) 学校の防災機能の強化

学校は地域コミュニティの中心的な役割を担っており、その役割は年々高まってきているといえます。特に、本市においては、風水害や桜島の噴火など、災害発生のリスクが高く、学校は防災拠点としての機能を高めていくことが求められています。

そこで、現在ある学校の中で、風水害や噴火などのリスクが高いと思われる学校においては、防災機能を高めるとともに、小・中学校で一貫した防災教育を充実させたり、地域の方々と合同の避難訓練を実施したりすることによって、地域の安心感に結び付けていく配慮が必要です。

(8) 鹿児島市全体での取組

学校の規模適正化・適正配置は、よりよい教育環境を実現することによって、教育課題を解決し、人間性豊かでたくましい子どもを育成していくために行うものです。特に、学校と地域のつながりが深い鹿児島市で、円滑に学校の規模適正化・適正配置を進めていくためには、教育委員会だけでなく、鹿児島市全体の課題として取り組んでいくことが大切です。

また、統合した場合の跡地利用や地域コミュニティの活性化、防災拠点としての学校の整備、統合や分離した場合の通学方法等、適正化を図った後の問題も多岐にわたるため、全市的な視点で課題解決を図っていく姿勢が必要です。

【 第 8 章 鹿児島市の特性を生かした魅力ある学校づくり 】

1 魅力ある学校づくりに向けて

本市が、平成 26 年度に行った「教育に関する市民意識調査」に、「子どもたちの健全育成を図るためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。」という項目があります。この項目に対し、最も多かったのは「仲間づくりや人間関係づくり」で 21%の方が回答し、次いで「学校での集団生活を通じて、基本的な生活習慣や集団のきまりを身に付けさせること」が 17.5%となっています。また、同調査の「これからの子どもたちにとって、特に必要とされる資質・能力は何だと思いますか。」という項目に対して、最も多かったのが「他人を思いやる心、感動する心、ボランティア精神など、豊かな心」で、22%の方が回答しています。

これらの回答結果から、市民の意識としては、地域社会や友達との関わりをもつ中で、「相手を思いやる気持ち」や「きまりを守ろうとする気持ち」、「地域社会に進んで奉仕しようとする気持ち」といった「豊かな心」を、子どもには身に付けてほしいと願っていることが分かります。

その他の調査結果からも、市民の意識として、教育の「知」「徳」「体」の中でも、とりわけ「徳」を重んじる傾向がみられます。これは、本市の伝統や文化、歴史的背景に関係するものとも考えられます。

このような市民の意識を生かしながら、魅力ある学校づくりを進めていくことが大切です。

2 魅力ある学校づくりの提案

学校の規模適正化・適正配置の検討は、保護者や地域の方々に、本市の特性を踏まえながら、今後の学校の在り方について見つめ直していただくよい機会でもあると捉えています。

そこで、本委員会において検討した、本市の特性を生かした今後の学校の在り方を、「魅力ある学校づくり」として提案します。

(1) より地域に開かれた学校

学校は、子どもが学ぶ場であるのはもちろんのこと、地域コミュニティの中心的な役割を果たしています。また、学校も地域コミュニティの理解や協力がなければ、円滑な学校運営をしていくことはできません。

学校と地域コミュニティは相互協力的な関係にあり、その関係をより緊密にしていけることが、地域全体の教育力を向上させることとなり、魅力的な学校づくりへとつながります。

運動会や学習発表会といった学校行事のときだけ、地域の方々と交流するのではなく、ゲストティーチャーとして授業に参加していただいたり、一緒に地域のボランティア活動へ参加したりと、様々な場面で地域と一体となって活動する、より開かれた学校づくりをしていくことが必要です。

学校施設についても、教育活動に支障のない範囲で、図書館、余裕教室、体育館、

校庭などを開放することにより、地域コミュニティの中心的な役割が強められると考えます。

また、校区にある特別支援学校との交流及び共同学習の機会や、高齢者などとの交流の機会を積極的に設けることにより、相互のふれ合いを通じた豊かな人間性がはぐくまれるとともに、地域としての一体感が醸成されるものと考えます。

加えて、これまでは地域コミュニティが中心となって担ってきた地域に伝わる伝統芸能や地域行事等についても、次世代を担う子どもがしっかりと受け継ぎ、地域に対する愛着や誇りをもつことが大切だと考えます。そのために、地域の方々と学校が連携を密にするとともに、伝統芸能の伝承活動を教育課程に位置付けたり、地域行事と学校行事の一体化を図ったりする工夫を、地域の実情に応じて行っていくことが必要です。このような取組が地域を活性化させるだけでなく、人と人とのつながりを生み出し、地域全体で子どもを見守り、育てていく、より地域に開かれた学校へとつながっていくのではないかと考えます。

(2) 小中一貫教育の検討

全国的な少子化の波を受け、本市においても平成 27 年度から平成 42 年度の 15 年間で、15 歳未満の人口が、約 18,000 人程度減少すると推計されています。

子どもは、学校で集団生活を送る中から、仲間づくりや人間関係づくりを学んだり、社会性を身に付けたりしていきますが、そのためには、一定の児童生徒数を維持していくことが必要です。

そこで、過小規模校や小規模校だけでなく、現時点では適正規模校であっても、小中一貫型小学校・中学校等の導入を検討していくことを、本委員会として提案します。

小学校と中学校の連携には、中学校に入学した際に環境の変化に適応できず、不登校やいじめが増加するという、いわゆる「中 1 ギャップ」を解消するという効果が考えられます。そのことに加えて、本委員会では、小学生と中学生の交流、多様な考えの中での磨き合い、教科担任制による学力向上、多くの教職員による子どもの把握といった、人（子ども、教職員）が集まることによる教育効果を積極的に取り入れ、よりよい教育環境を実現することが必要であると考えます。さらに、教員相互の交流の活性化、指導力の向上などの学校運営面での充実も期待しているところです。

このような小中一貫型小学校・中学校等を導入し、教育活動の幅を広げ、子どもの「豊かな心」をはぐくむ教育環境を整えることも、魅力ある学校づくりにつながると考えます。

【 おわりに 】

本委員会では、8回にわたって、本市の学校の規模適正化・適正配置について検討を重ねてまいりました。

8回の学校規模適正化検討委員会では、限られた時間の中ではありましたが、本県の小中一貫教育の先進地である薩摩川内市の事例研究を行ったり、桜島地域の小・中学校を視察をしたりと、様々な角度から検討を行うよう努めてまいりました。

その間、私たち各委員は、本市の子どもにとって「よりよい教育環境とは何か。」を、常に問い続けながら、ようやく結論を得ることが出来ました。

本委員会として「鹿児島市における適正な学校規模」を示し、「適正化を検討する範囲」や「学校規模を適正化する手立て」などを提示しておりますが、これらの中には、子どもや保護者、地域の方々の意見や要望が、十分反映されるような取組についても提言しております。

教育委員会には、本提言の考えや願いを十分に汲み取っていただき、子どもの輝かしい未来に向けた「よりよい教育環境」が実現できるよう、具体的で実効性のある基本方針が策定されることを期待しています。

鹿児島市学校規模適正化検討委員会

委員一同

【 鹿児島市学校規模適正化検討委員会設置要綱 】

(設置)

第1条 鹿児島市小・中学校における学校教育の推進及びよりよい教育環境の整備に向けて、学校の適正規模、適正配置等を検討するため、鹿児島市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、鹿児島市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方を整理検討し、提言する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、次に掲げる者とし、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員（委員長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鹿児島市教育委員会教育部学務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、教育委員会教育部学務課において処理する。

3 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、平成30年3月31日までとする。

【 鹿児島市学校規模適正化検討委員会 委員名簿 】

構成	氏名	所属・職名等
学識経験者	◎ 武隈 晃	鹿児島大学副学長
	○ 餅原 尚子	鹿児島純心女子大学国際人間学部教授
地域代表	池水 聖子	県青年会館艸舎事務局長
	森田 眞一	市あいご会連合会常任理事
	原田 美鈴	校区コミュニティ協議会事務局職員
保護者代表	太田 敬介	市PTA連合会副会長
	梶 和嗣	市PTA連合会総務部長
学校代表	中田 眞弓	鹿児島市立春山小学校長
	畑中 清和	鹿児島市立谷山北中学校長

※ ◎は委員長、○は副委員長

※ 肩書きは就任時

【 検討の経緯 】

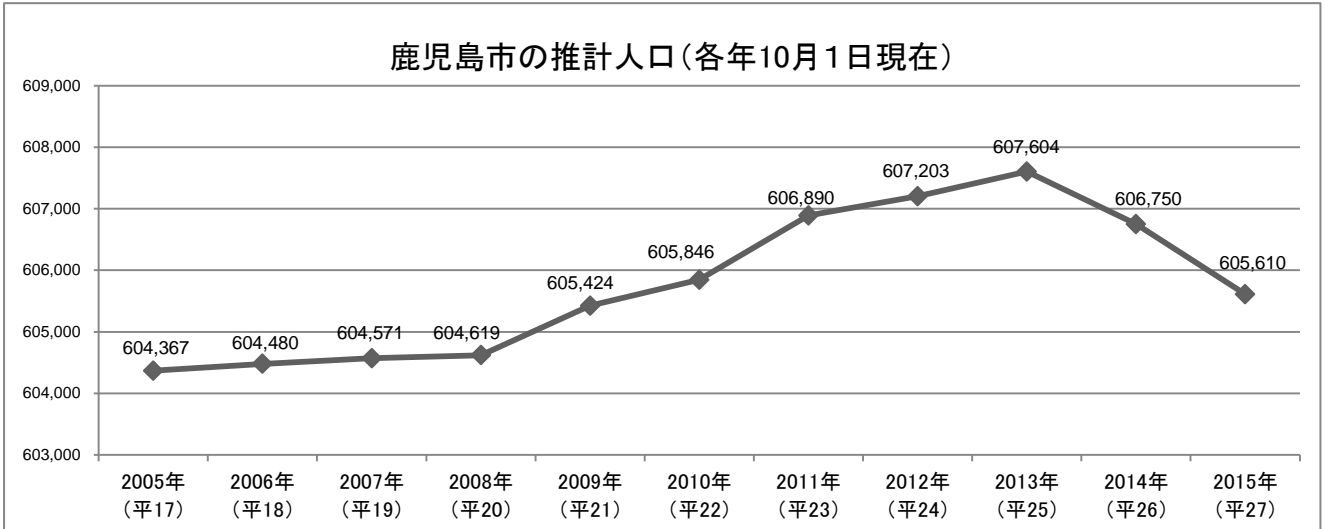
年度	月	日	回	鹿児島市学校規模適正化検討委員会 協議内容
28	8	5	第1回	○ 協議内容 ・鹿児島市学校規模適正化検討委員会設置要綱 ・委員長・副委員長の選出 ・『公立小学校・中学校の適正規模適正配置等に関する手引』（文部科学省）の説明 ・本市の人口や児童生徒数の推移 ・市小規模校入学特別認可制度 ・過去の統合の経緯 等
	10	25	第2回	○ 協議内容 ・学校規模に関する法令の確認（学校規模、通学距離 等） ・学校規模に起因する教育課題（学習面、生活面、学校運営面、その他） ・学校規模を適正化する必要性 ・地域と学校の関わり（防災の視点等）
	12	26	第3回	○ 協議内容 ・適正な学校規模 ・適正化すべき範囲 ・学校規模別教職員数 ・地域の伝統芸能の継承や地域の文化、歴史の尊重 ・部活動の状況 等
	2	6	第4回	○ 薩摩川内市から講師招聘 ・基本方針設定までの経緯、内容、策定後の状況 ・小中一貫型小学校・中学校の現状と課題 ・中一ギャップ ・小規模校の存続 ・コミュニティ・スクール 等
29	5	10	第5回	○ 現地視察（桜島地区） ・黒神小学校 学校訪問（教育課題、質疑応答、授業参観） ・桜島中学校 学校訪問（教育課題、質疑応答、授業参観） ・高免小学校（休校中） 視察
	6	21	第6回	○ 協議内容 ・適正化の進め方 ・提言内容の方向性 ・提言（素案）の内容
	8	2	第7回	○ 協議内容 ・議論のまとめ ・提言案の内容についての検討
	9	27	第8回	○ 協議内容 ・提言案の内容についての検討 ・「鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化に関する提言」策定

資 料 編

【鹿児島市の人口推移】第1章関係

1 鹿児島市の人口推移

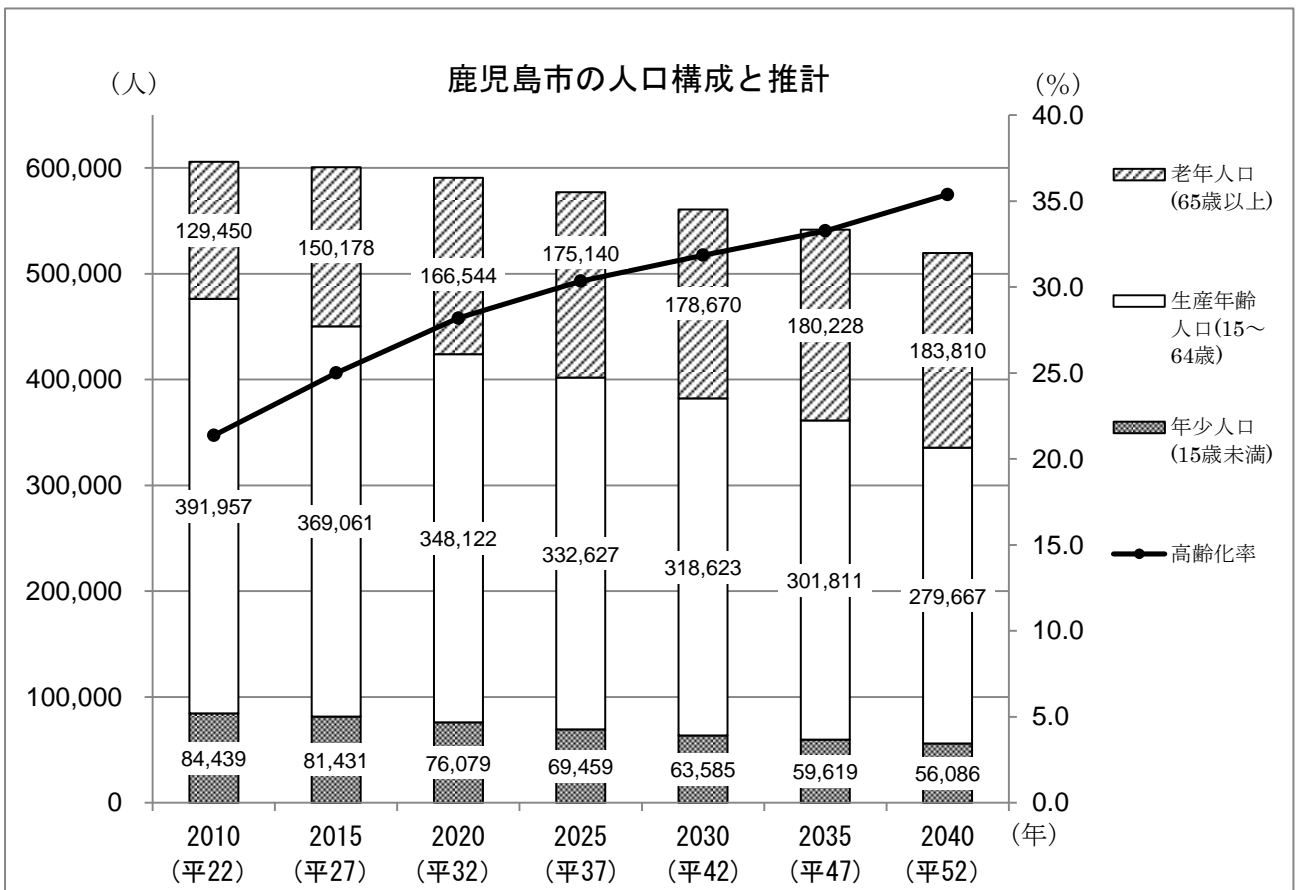
これまで堅調に推移していたが、平成26・27年と連続で減少
 → 平成25年をピークに人口減少局面へ移行した可能性が高い。



資料：市民課（2015年（平成27）は、6月1日現在）

2 年齢3区分別人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した推計値によると、鹿児島市の人口は、平成52年には、519,563人まで減少するとされている。



数値データは、国立社会保障・人口問題研究所HPより

【 学校規模に起因する教育課題（小学校） 】 第 2 章 関係

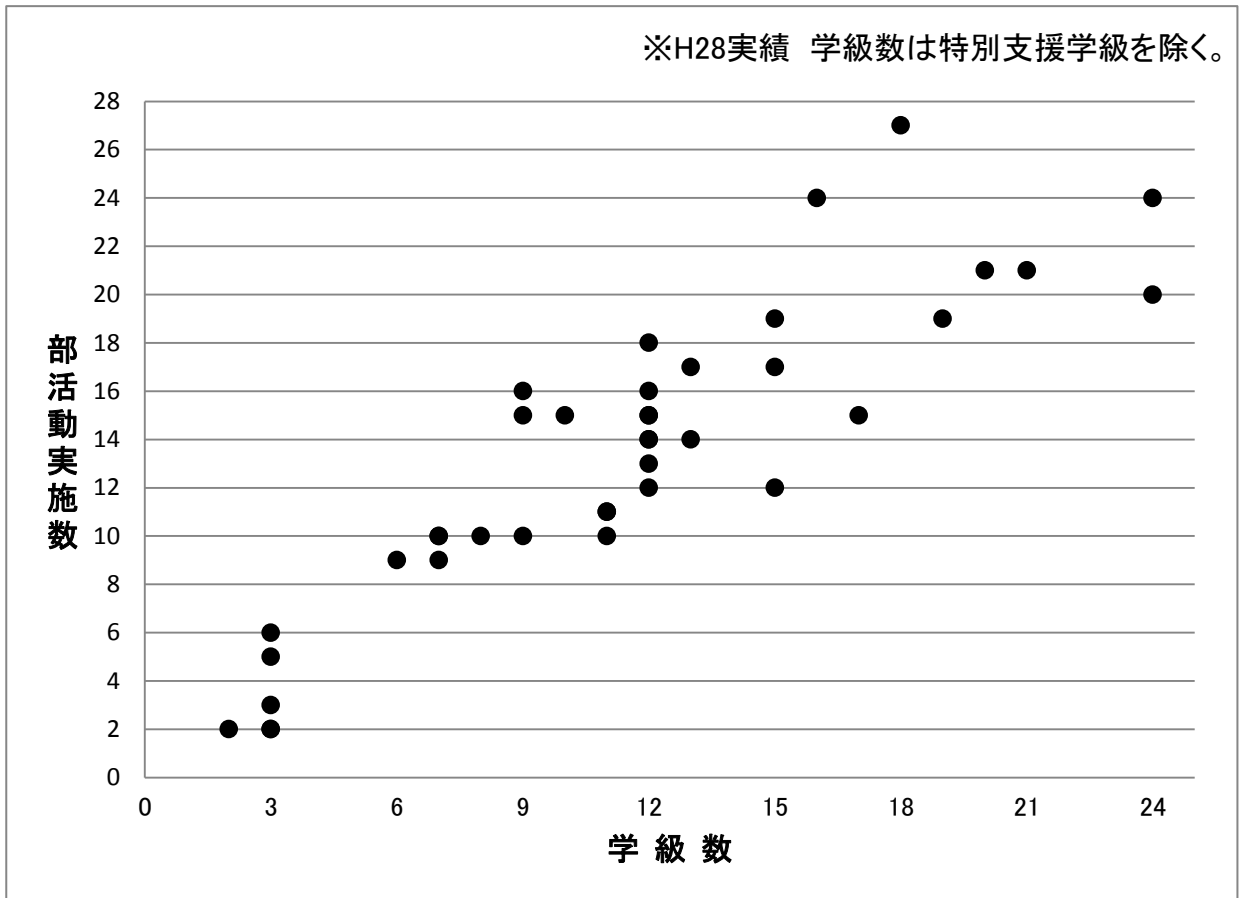
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
小学校 法令等 学校教育法施行規則 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」(昭和59年)	「標準」 「適正」な学校規模 統合する場合の適正規模											適正規模 大規模 過大規模																														
	過小規模 小規模											過小規模 小規模																														
人間関係面	家庭的な雰囲気 地域とのつながり 全学年でクラス替えができる クラス替えができない学年がある											多様な考えに触れ、切磋琢磨することができる。 児童一人一人の把握が難しい。 人間関係が希薄になりがちである。 保護者・地域との連携が難しい。																														
	人間関係が固定化・序列化されやすい 男女比に極端な偏りが生じやすい											クラス間で競争する場面ができる。 運動会や学習発表会等で大人数で演技することができる。 多様な学習形態が可能である。 クラブ活動や少年団活動等で児童に十分選択肢がある。																														
教育効果面	学級間の相互啓発がなされにくい グループ学習や個別別学習が行いにくい 個別指導が行いやすい 全員が活躍できる											特別教室等の利用に制限が生じる。 遠足・修学旅行等がスムーズにできないことがある。 運動会・卒業式等学校行事が円滑に行えない。 緊急・非常時の送迎がスムーズに行えない。 遊具・トイレ・水道・保健室のベッド等が不足する。																														
	特別な指導目標が必要となる 教材研究に時間がかかる 一人に校務分掌が集中する バランスのとれた教員配置ができない PTAにおける保護者の負担が大変 同学年の教職員間での相談等ができない											教頭の複数配置 養護教諭の複数配置 専務職員の複数配置 教職員間の連携が図りにくい。 PTAにおける保護者の参加が低くなりがちである。																														
学校経営面																																										

【 学校規模に起因する教育課題（中学校） 】 第 2 章 関係

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
中学校 法令等 学校教育法施行規則 義務教育諸学校の施設費の 国庫負担等に関する法律施行 文部省助成課資料「これからの 学校施設づくり」(昭和59年)	過小規模											適正規模											大規模										過大規模									
	過小規模											適正規模											大規模										過大規模									
人間関係面	<p>家庭的な雰囲気がある</p> <p>地域とのつながりが強い</p> <p>全学年でクラス替えができていない</p> <p>クラス替えの回数が多い学年がある</p> <p>人間関係が固定化・序列化されやすい</p> <p>男女比に偏った傾向が生じやすい</p>											<p>適正規模</p> <p>統合する場合の適正規模</p>											<p>大規模</p> <p>生徒一人一人の把握が難しい。</p> <p>人間関係が希薄になりがちである。</p> <p>保護者・地域との連携が難しい。</p>										<p>過大規模</p>									
教育効果の面	<p>学校間の相互啓蒙がなされていない</p> <p>休養や音楽等で制約が生じる</p> <p>個別学習や習熟度別学習が難しい</p> <p>部活動設置が制限され、選長の幅が狭まる</p> <p>教師への依存心が深まる</p> <p>個別指導が行いにくい</p>											<p>適正規模</p> <p>クラス間で競争する場面ができる。</p> <p>体育祭や学習発表会等で大人数で演技することができる。</p> <p>多様な学習形態が可能である。</p> <p>多様な部活動を設定できる。</p>											<p>大規模</p> <p>特別教室等の利用に制限が生じる。</p> <p>遠足・修学旅行等がスムーズにできないことがある。</p> <p>運動会・卒業式等学校行事が円滑に行えない。</p> <p>緊急・非常時の送迎がスムーズに行えない。</p> <p>遊具・トイレ・水道・保健室のベットの数が不足する。</p>										<p>過大規模</p>									
学校経営面	<p>一人に校務分掌が集中する</p> <p>ハラシのどれた教員配置ができない</p> <p>PTAにおける保護者の負担が大きい</p> <p>同学年の教職員間での相談等ができない</p>											<p>適正規模</p> <p>5教科に複数の教員の配置が可能</p>											<p>大規模</p> <p>全教科に専門の教員の配置が可能</p> <p>5教科に複数の教員の配置が可能</p> <p>教員の複数配置</p> <p>養護教諭の複数配置</p> <p>事務職員の複数配置</p> <p>教職員間の連携が図りにくい。</p> <p>PTAにおける保護者の参加が低くなりがちである。</p>										<p>過大規模</p>									

【 学校規模と中学校の部活動 】 第2章関係

1 学校規模と部活動の実施数の関係



2 主要な部活動の実施状況

学級数	学校数	陸上	バスケ	サッカー	軟式野球	バレー	ソフトテニス	卓球	バドミントン	吹奏楽	美術
1～5 学級	6校	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	33.3%	33.3%	16.7%	33.3%	50.0%	0.0%
6～11 学級	12校	50.0%	75.0%	83.3%	91.7%	91.7%	91.7%	33.3%	8.3%	100%	66.7%
12～18 学級	16校	81.3%	93.8%	100%	93.8%	100%	93.8%	62.5%	50.0%	100%	93.8%
19～24 学級	5校	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	80.0%	100%	100%

※ 網かけは、50%以下

【 学校適正規模についての法令の規定 】 第 3 ・ 5 章関係

○ 学校教育法施行規則

(学級数)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(準用規定)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、(中略)読み替えるものとする。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同施行令

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一～三略

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 略

○ 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○ 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科省令第十五号）

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

※ 1学級当たりの児童生徒数

小・中学校	小学校	中学校
同学年の児童生徒で編制する学級	35人（1年生） 40人（2～6年生）	40人
複式学級（2個学年）	16人 （1年生を含む場合8人）	8人
特別支援学級 特別支援学校（小・中学部）	8人 6人（重複障害 3人）	8人

○ 文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和59年）より

※ 学校規模の分類

	過小規模	小規模	適正規模		大規模	過大規模
				学校統廃合の 場合の許容範囲		
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

※ 中学校の過小規模は1～2学級、小規模は3～11学級

【 学校の分離新設 】 第 6 章関係

1 近年の新設校（昭和 50 年以降に設立した学校）

年 度	小 学 校 (17 校)	中 学 校 (12 校)
S 51	武岡小	明和中
S 53	西陵小 西谷山小 桜丘西小	
S 54	錦江台小	坂元中 西紫原中
S 55		東谷山中 桜丘中
S 56	吉野東小 星峯西小	
S 57	桜丘東小	星峯中
S 58	向陽小	吉野東中
S 59	清和小	西陵中
S 60	坂元台小	
S 61	花野小	
S 63	星峯東小 牟礼岡小(吉田町)	武岡中
H 元	武岡台小	
H 2		皇徳寺中
H 3	皇徳寺小	
H 5	伊敷台小	
H 6		伊敷台中
H 18		鹿児島玉龍中

2 大規模校・過大規模校の学校数の変動

	年 度	S 58	S 62	H 5	H 10	H 15	H 20	H 25	H 29
小学校	大規模	14	10	13	11	9	6	9	9
	過大規模	12	14	7	3	2	3	3	2
中学校	大規模	3	5	8	5	3	1	0	0
	過大規模	6	4	2	1	0	0	0	0

※ S 58 は小学校の児童数がピーク時、S 62 は中学校の生徒数がピーク時

【小中一貫教育に関する制度の類型】第6・8章関係

		小 中 一 貫 教 育	
		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校 中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫し て施すためにふさわしい運営の仕組みを 整えることが要件	中学校併設型小学校と小学校併設型中 学校を参考に、適切な運営体制を整備す ること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有		所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	9年間の教育目標の設定、9年間の教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な 独自教科の設定	○	○
	指導内容の 入替え・移行	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
標準基準	18学級以上27学級以下		小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6km以内		小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内
設置手続き	市町村の条例		市町村教育委員会の規則等

※ 参考資料：H29年9月「小中一貫教育の導入状況調査」

【 鹿児島市小規模校入学特別認可実施要綱 】 第 7 章関係

(目的)

第 1 条 豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者及び児童生徒に、一定の条件を付し、特別に入学（転学）を認めると同時に、学校及び地域の活性化を図る。

(事業実施校の指定)

第 2 条 学校及び地域から本制度の指定要望が出された場合、学校規模や本制度の導入に対する学校を含めた地域の意欲等を総合的に判断し、教育委員会が指定する。

(許可の条件)

第 3 条 許可の条件は、第 1 条の目的に従い、真に小規模校の有する特性の中で教育を受けさせたいという場合に限定し、保護者が入学（転学）を希望する場合は、前述の趣旨を十分理解したうえで、教育委員会の指定する学校に限り許可する。

2 通学については、保護者の責任において概ね 1 時間以内で、始業時までに登校が可能な児童生徒とする。

(指定学校変更の手続)

第 4 条 本制度による指定学校変更の手続は、鹿児島市指定学校変更事務取扱要領に基づき行う。

(指定校)

第 5 条 本制度による指定校は別表のとおりとする。

2 本制度の指定を受けている小学校と校区を同じくする中学校が本制度の指定を受けていない場合でも、当該小学校に児童が概ね 1 年以上継続して通学している場合、当該児童に限り当該中学校への入学を許可する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は平成 15 年 12 月 18 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日以降在学している児童生徒に適用する。

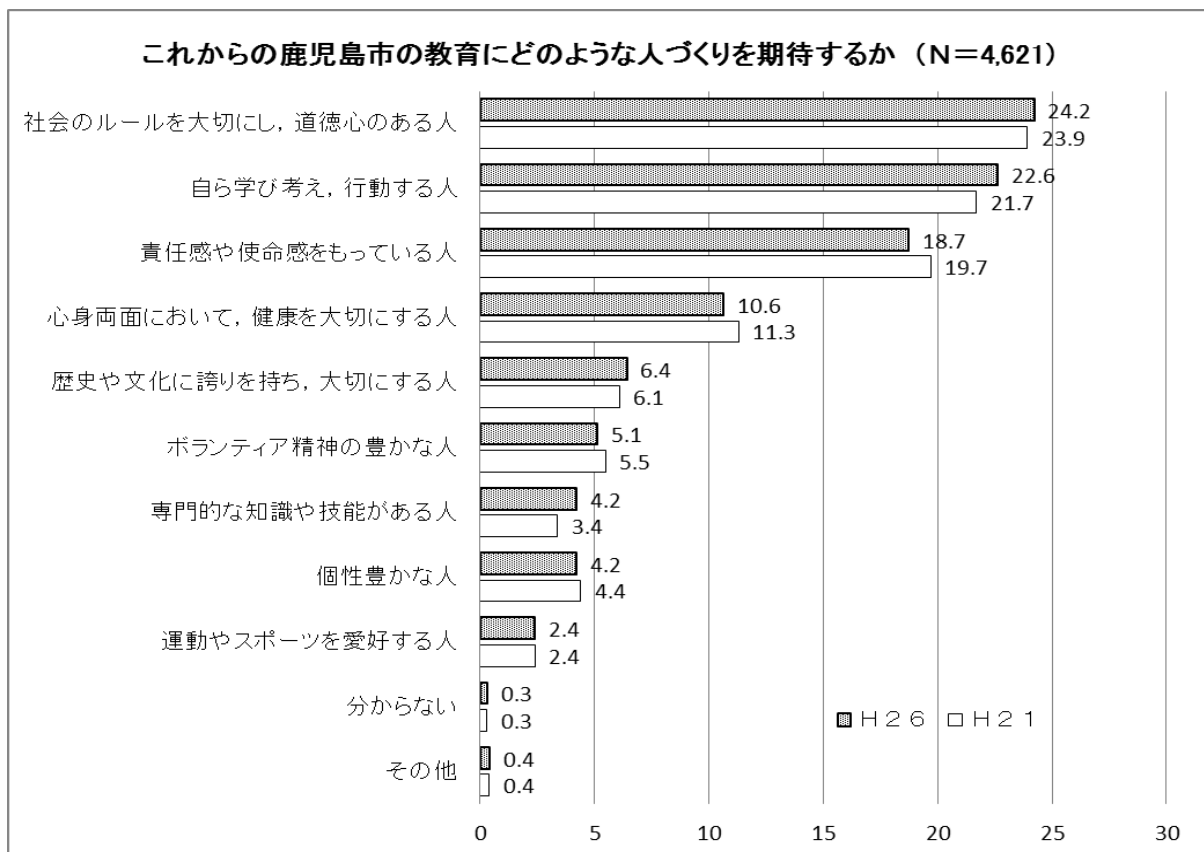
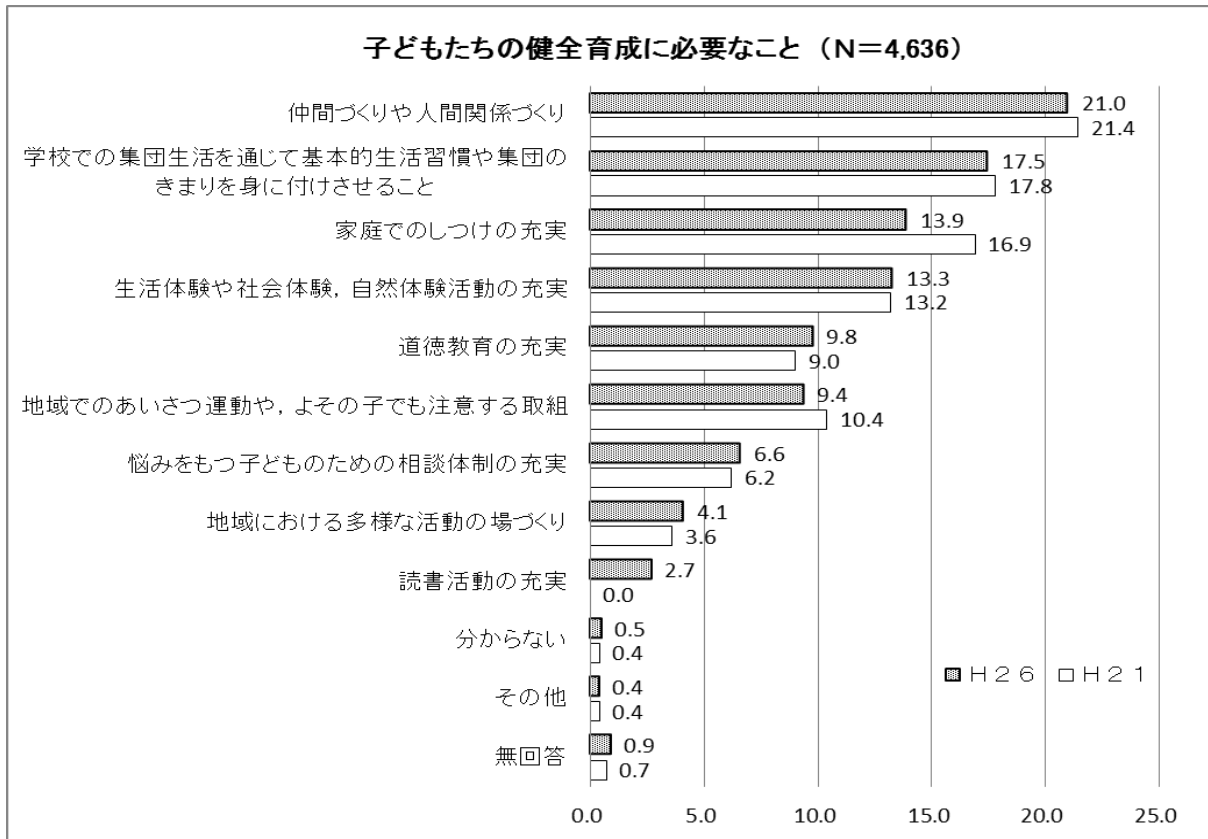
付 則

この要綱は平成 17 年 2 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日以降在学している児童生徒に適用する。

別表（第5条関係）

指 定 学 校 名	所 在 地
鹿児島市立宮小学校	鹿児島市宮之浦町1953番地
鹿児島市立本城小学校	鹿児島市本城町1705番地
鹿児島市立花尾小学校	鹿児島市花尾町170番地
鹿児島市立犬迫小学校	鹿児島市犬迫町5745番地
鹿児島市立皆与志小学校	鹿児島市皆与志町4307番地
鹿児島市立東桜島小学校	鹿児島市東桜島町17番地
鹿児島市立黒神小学校	鹿児島市黒神町2561番地
鹿児島市立桜峰小学校	鹿児島市桜島松浦町355番地
鹿児島市立東昌小学校	鹿児島市直木町4307番地1
鹿児島市立平川小学校	鹿児島市平川町3795番地
鹿児島市立錫山小学校	鹿児島市下福元町9856番地
鹿児島市立一倉小学校	鹿児島市喜入一倉町5335番地
鹿児島市立前之浜小学校	鹿児島市喜入前之浜町7036番地
鹿児島市立生見小学校	鹿児島市喜入生見町1365番地
鹿児島市立吉田北中学校	鹿児島市西佐多町269番地
鹿児島市立河頭中学校	鹿児島市犬迫町1168番地
鹿児島市立東桜島中学校	鹿児島市東桜島町810番地
鹿児島市立黒神中学校	鹿児島市黒神町647番地
鹿児島市立錫山中学校	鹿児島市下福元町9856番地

【 教育に関する市民意識調査（平成 26 年 11 月実施） 】 第 8 章関係



これからの子どもたちにとって特に必要とされる資質・能力 (N=4,788)

